

6月1日から 住宅リフォーム補助金の申請受付を開始しています

町民のみなさんの快適な住環境づくりを目的に、居住している住宅の修繕、増改築、模様替えなどの工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。

補助対象者の要件

- ・町内在住で住民登録があること
- ・町税、国民健康保険税等を完納（課税されている全世帯員）していること
- ・町内の施工業者（本店を町内に有する施工業者で支店は除く）により改修工事を行うこと
- ・令和4年1月末日までに工事が完了し実績報告が提出できること
- ・町で実施している他の同様の補助制度を利用していないこと
- ・補助確定から10年間は改修住宅に居住すること

補助対象工事

- ・工事金額が20万円以上（消費税を除く）
- ・町内で自らが居住する住宅の改修、増改築、設備改善等
- ・併用住宅の場合は住宅部分のみ対象とし、その他の部分との床面積を按分して算出
- ・住宅敷地で防災上問題のある外構物（門、門扉、塀等）の改修

補助金額等

- ・補助率 消費税を除いた工事費の10%（千円未満切り捨て）
- ・補助金限度額 20万円

注意事項

- ・受付は先着順とし、予算を超えた時点で終了します。
- ・補助金の交付決定前に着工している工事は、対象となりません。
- ・補助は、同一住宅（世帯）につき一回限りです。

問都市建設課管理計画班 ☎84-1217



農業者年金受給者のみなさんへ 農業者年金現況届の提出を忘れずに

農業者年金現況届は、農業者年金の受給資格を確認するため、毎年1回提出するものです。

現在、農業者年金を受給している方には、独立行政法人農業者年金基金から受給者本人へ現況届用紙が送付されます。

現況届を提出しないと、受給が停止となる場合がありますので、忘れずに提出してください。

提出先

農業委員会事務局

提出期限

6月30日（水）

問農業委員会事務局

☎84-1242



木造住宅の耐震診断補助金をご活用ください

地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断を行う際に、その経費の一部を補助します。

補助対象要件

- ・所有する木造住宅に居住し、町内に住民登録があること
- ・町税、国民健康保険税等を完納（課税されている全世帯員）していること
- ・昭和56年以前に建築された住宅で、二階以下であること
- ・柱、梁その他の主要構造部が木材でつくられていること
- ・（財）日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた耐震診断であること

補助金額等

- ・補助率 耐震診断費用の3分の2（千円未満切り捨て）
- ・補助金限度額 6万円

問都市建設課管理計画班 ☎84-1217